

様式第1号（第3条関係）

旅館業からの暴力団排除の推進に係る同意書

年 月 日

水戸市長 様

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者の氏名
連絡先

本様式に記載した許可申請者等に係る情報について、暴力団排除条項該当性の有無を茨城県警察本部に照会することに同意します。

許可申請者等 （法人にあって は、その役員） の氏名	氏名のカナ	生年月日 （和暦）	性別	住所 （市区町村まで）	役職名 （法人のみ）

※1 不足する場合は、コピーして記載願います。

2 任意の様式も可とします。

3 法人の役員とは、次に掲げる者をいいます。

- (1) 株式会社においては、取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）及び監査役
- (2) 合名会社、合資会社及び合同会社においては、定款をもって業務を執行する社員を定めた場合は、当該社員。その他の場合は、総社員
- (3) 財団法人及び社団法人においては、理事及び監事
- (4) 特殊法人等においては、総裁、理事長、副総裁、副理事長、専務理事、理事、監事等法令により役員として定められている者

(参考)

○ 旅館業法（昭和23年法律第138号）（抄）

第3条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。第4項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

- (1) 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- (4) 第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（第8号において「暴力団員等」という。）
- (6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- (7) 法人であって、その業務を行う役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者